

○新旧対照表（簡易型総合評価落札方式における留意事項）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定線で示すように改正する。

改

正

後

Ⅲ

評価区分及び評価項目の設定

評価項目の設定は、次のとおりとしています。（土木一式工事の場合）

評価区分	評価項目	施工計画型	実績確認型		簡易実績型		
施工計画	施工上配慮すべき事項	選択	30				
	工程管理に係る技術的所見	選択	30				
	品質管理に係る技術的所見	選択	30				
企業の施工能力	同種・類似工事の施工実績	選択	10	選択	10		
	工事成績評定点	必須	20	必須	20		
	優良工事表彰歴	必須	10	必須	10		
	生産性向上の取組（ICTの活用）	選択	10	選択	10		
配置予定技術者	同種・類似工事の従事経験	選択	10	選択	10	選択	10
	主任（監理）技術者の保有する資格	選択	5	必須	5	必須	5
	継続学習（CPD）の取組み	必須	5	必須	5	必須	5
技術力の継続的な確保	設備等施工体制	選択	10	選択	10	選択	10
	災害時の事業継続力	必須	5	必須	5	選択	5
	県内下請業者の活用	必須	5	必須	5	必須	5
	若手技術者等の育成	必須	5	必須	5		
地理的要件	本・支店、営業所の有無	必須	15	必須	15	必須	15
地域貢献度	災害対応等への協力体制及び実績	必須	16	必須	16	必須	16
	公共土木施設愛護事業への参加実績	必須	5	必須	5	必須	5
	年間維持工事等の契約実績	選択	10	選択	10	選択	10
合 計			231		141		96

Ⅳ 評価項目の評価

1 共通事項

総合評価は、提出された簡易型総合評価に係る資料の記載内容に基づき評価します。

このため、記載誤りや記載漏れは、評価されない場合がありますので、十分確認のうえ提出してください。

なお、入札事務手続きの簡素化のため、評価項目である「工事成績評定点、優良工事表彰歴、本・支店、営業所の有無、災

改

正

前

Ⅲ

評価区分及び評価項目の設定

評価項目の設定は、次のとおりとしています。（土木一式工事の場合）

評価区分	評価項目	施工計画型	実績確認型		簡易実績型		
施工計画	施工上配慮すべき事項	選択	30				
	工程管理に係る技術的所見	選択	30				
	品質管理に係る技術的所見	選択	30				
企業の施工能力	同種・類似工事の施工実績	選択	10	選択	10		
	工事成績評定点	必須	20	必須	20		
	優良工事表彰歴	必須	10	必須	10		
	生産性向上の取組（ICTの活用）	選択	10	選択	10		
配置予定技術者	同種・類似工事の従事経験	選択	10	選択	10	選択	10
	主任（監理）技術者の保有する資格	選択	5	必須	5	必須	5
	継続学習（CPD）の取組み	必須	5	必須	5	必須	5
技術力の継続的な確保	設備等施工体制	選択	10	選択	10	選択	10
	災害時の事業継続力	必須	5	必須	5	選択	5
	県内下請業者の活用	必須	5	必須	5	必須	5
	若手技術者等の育成	必須	5	必須	5		
地理的要件	本・支店、営業所の有無	必須	15	必須	15	必須	15
地域貢献度	災害対応等の実績	必須	15	必須	15	必須	15
	公共土木施設愛護事業への参加実績	必須	5	必須	5	必須	5
	年間維持工事等の契約実績	選択	10	選択	10	選択	10
合 計			225		130		95

Ⅳ 評価項目の評価

1 共通事項

総合評価は、提出された簡易型総合評価に係る資料の記載内容に基づき評価します。

このため、記載誤りや記載漏れは、評価されない場合がありますので、十分確認のうえ提出してください。

なお、入札事務手続きの簡素化のため、評価項目である「工事成績評定点、優良工事表彰歴、本・支店、営業所の有無、災

害対応等への協力体制及び実績、公共土木施設愛護事業への参加実績、年間維持工事又は冬期路面对策工事の契約実績」については、「愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札審査項目等証明手続要領」に基づく審査項目等証明書の写しを提出した場合は、該当する追加資料の提出を免除します。

2 個別事項

(1) 省略

(2) 企業の施工能力の評価(施工計画型、実績確認型、簡易実績型)

①～③省略

④生産性向上の取組（ＩＣＴの活用）（１０点）

評価内容	評価基準	配点
当該工事で実施する生産性向上の取組（ＩＣＴの活用）を評価	<u>ＩＣＴ全面活用又はＩＣＴ部分活用を実施</u>	10
	その他のＩＣＴを活用	3
	いずれも活用しない	0

・この評価項目は、発注する工事の工種が土木一式工事で、設計金額１億円以上の施工計画型及び実績確認型の場合（いずれも、県内業者の参加が見込まれる場合に限る。）に設定し、ＩＣＴ活用により生産性向上が図られる場合に評価します。

害対応等の実績、公共土木施設愛護事業への参加実績、年間維持工事又は冬期路面对策工事の契約実績」については、「愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札審査項目等証明手続要領」に基づく審査項目等証明書の写しを提出した場合は、該当する追加資料の提出を免除します。

2 個別事項

(1) 省略

(2) 企業の施工能力の評価(施工計画型、実績確認型、簡易実績型)

①～③省略

④生産性向上の取組（ＩＣＴの活用）（１０点）

評価内容	評価基準	配点
当該工事で実施する生産性向上の取組（ＩＣＴの活用）を評価	<u>施工プロセスの全てでＩＣＴを活用</u>	10
	<u>（ＩＣＴ全面活用）</u>	
	<u>施工プロセスの一部でＩＣＴを活用</u>	5
	<u>（ＩＣＴ部分活用）</u>	
	その他のＩＣＴを活用	3
	いずれも活用しない	0

・この評価項目は、発注する工事の工種が土木一式工事で、設計金額１億円以上の施工計画型及び実績確認型の場合（いずれも、県内業者の参加が見込まれる場合に限る。）に設定し、ＩＣＴ活用により生産性向上が図られる場合に評価します。

・評価基準は以下のとおりとします。

(要領等)

愛媛県が定める要領等（以下「県要領」という。）

愛媛県 I C T 活用工事実施要領_（土木部）

愛媛県農地整備課 I C T 活用工事実施要領_（農林水産部）

愛媛県森林整備保全事業 I C T 活用工事試行実施要領_（農林水産部）

国土交通省等が定める要領等（以下「国要領」という。）

港湾事業における I C T の全面的な活用の推進に関する実施方針（国土交通省）

I C T 活用工事（土工）実施要領_（国土交通省）

I C T 活用工事（作業土工（床掘））実施要領_（国土交通省）

I C T 活用工事（土工1000m3未満）実施要領_（国土交通省）

I C T 活用工事（小規模土工）実施要領_（国土交通省）

I C T 活用工事（地盤改良工）実施要領_（国土交通省）

I C T 活用工事（法面工）実施要領_（国土交通省）

I C T 活用工事（付帯構造物設置工）実施要領_（国土交通省）

I C T 活用工事（基礎工）実施要領_（国土交通省）

I C T 活用工事（河川浚渫）実施要領_（国土交

・評価基準は以下のとおりとします。

(要領等)

愛媛県が定める要領等（以下「県要領」という。）

愛媛県 I C T 活用工事実施要領_（土木部）

愛媛県農地整備課 I C T 活用工事実施要領_（農林水産部）

愛媛県森林整備保全事業 I C T 活用工事試行実施要領_（農林水産部）

国土交通省等が定める要領等（以下「国要領」という。）

港湾事業における I C T の全面的な活用の推進に関する実施方針（国土交通省）

I C T 活用工事（地盤改良工）実施要領_（国土交通省）

I C T 活用工事（法面工）実施要領_（国土交通省）

I C T 活用工事（付帯構造物設置工）実施要領_（国土交通省）

I C T 活用工事（基礎工）実施要領_（国土交通省）

通省)

I C T活用工事（構造物工（橋梁上部））実施要領
（国土交通省）

I C T活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要
領_（国土交通省）

I C T活用工事（擁壁工）実施要領_（国土交通省）

I C T活用工事（舗装工）実施要領_（国土交通省）

I C T活用工事（舗装工（修繕工））実施要領_（
国土交通省）

I C T活用工事（コンクリート堰堤工）実施要領_
（国土交通省）

情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）

森林整備保全事業 I C T活用工事試行実施要領（林野
庁）

森林整備保全事業 I C T活用工事試行積算要領（林野
庁）

※上記のほか、工事を所管する発注機関に係る最新
の要領を適用します。

※港湾事業は、国要領によります。

（考え方）

I C T活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要
領_（国土交通省）

I C T活用工事（擁壁工）実施要領_（国土交通省）

情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）

森林整備保全事業 I C T活用工事試行実施要領（林野
庁）

森林整備保全事業 I C T活用工事試行積算要領（林野
庁）

※上記のほか、工事を所管する発注機関に係る最新
の要領を適用します。

（考え方）

「施工プロセス」：① 3次元起工測量、② 3次元設計デ
ータ作成、③ I C T建設機械による
施工、④ 3次元出来形管理等の施工
管理、⑤ 3次元データの納品

「I C T全面活用」：施工プロセス①～⑤を全て実施

「I C T部分活用」：施工プロセス①②③⑤又は①②④

ア <u>ICT全面活用又はICT部分活用を実施：10点</u> <u>県要領又は国要領で定める工種・種別において要領に記載の施工プロセスによりICT全面活用又はICT部分活用を実施する場合</u> <u>ICT全面活用：県要領又は国要領で施工プロセス①～⑤の全てが活用可能と定められている工種・種別において、施工プロセスの全てを実施</u> <u>ICT部分活用：県要領又は国要領で施工プロセス①～⑤が部分的に活用可能と定められている工種・種別において、定められた施工プロセスを実施</u> <u>施工プロセス：①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品の各段階をいう。</u> <u>※土工の場合、県要領又は国要領に定められている工種・種別のうち1種別以上で実施すれば評価します。</u> <u>※舗装工の場合、路盤工又はアスファルト舗装工等のみの実施でも評価します。</u> <u>※県要領又は国要領に定めのない工種・種別又は施工プロセスで実施する場合、ICT全面活用、ICT部分活用として評価しません。</u>	<u>⑤の組合せで実施</u> <u>※港湾事業は、国要領によります。</u> ア <u>施工プロセスの全てでICTを活用（ICT全面活用）：10点</u> <u>県要領で定める「ICT全面活用」を実施する場合又は県要領に定めのない工種について、国要領で定める施工プロセス全てを実施する場合</u> <u>※土工の場合、工種・種別（掘削工・床堀工・盛土工・法面整形工・基盤造成・表土整地）のうち1種別以上で実施すれば評価します。ただし、土木工事施工管理基準の規定等により一部の施工プロセスが「該当なし」となる工種・種別（床堀工・法面整形工）のみを実施する場合は、ICT全面活用として評価しません。</u> <u>※舗装工の場合、路盤工又はアスファルト舗装工等のみの実施でも評価します。</u> <u>※土工及び舗装工において、県要領で定める対象工事の施工量に満たない工事においても上記と同様に実施すれば評価します。</u> <u>※国要領で活用可能な種別が複数ある場合、1種別以上で実施すれば評価します。ただし、一部の施工プロセスが「該当なし」となる工種・種別のみを実施する場合は、ICT全面活用として評価しません。</u> イ <u>施工プロセスの一部でICTを活用（ICT部分活用）：5点</u> <u>県要領で定める「ICT部分活用」を実施する場合又は</u>
---	---

イ その他の I C T を活用：3点

県要領で定める「その他 I C T 活用」を実施する場合
当該工事で活用する工事・種別（要領等において種別の
区分があるものは必ず種別まで）や I C T 技術を具体的
に記載すること。具体的な記載がない場合は評価しませ
ん。

《評価できる事例》

- (ア) 10点 に該当しない施工プロセスで実施する場合
- (イ) 全ての段階確認、材料確認及び立会について、遠隔
臨場で実施する場合。ただし、監督員との協議により
現場で実施する場合及び省略する場合を除きます。
- (ウ) ワンマン測量を実施する場合
- (エ) 橋脚等の鉄筋構造物において、国土交通省の「デジ

は県要領に定めのない工種について、国要領で定める施
工プロセス①②④⑤を実施する場合

※土工の場合、工種・種別（掘削工・床堀工・盛土工・
法面整形工・基盤造成・表土整地）のうち1種別以上で
実施すれば評価します。

※舗装工の場合、路盤工又はアスファルト舗装工等のみ
の実施でも評価します。

※土工及び舗装工において、県要領で定める対象工事の
施工量に満たない工事においても上記と同様に実施すれ
ば評価します。

※国要領で活用可能な構造物が複数ある場合は、当該工
事における主たる構造物を含む1構造物以上で実施すれ
ば評価します。

ウ その他の I C T を活用：3点

県要領で定める「その他 I C T 活用」を実施する場合

《評価できる事例》

- (ア) 10点、5点 に該当しない施工プロセスで実施する場合
- (イ) 全ての段階確認、材料確認及び立会について、遠隔
臨場で実施する場合。ただし、監督員との協議により
現場で実施する場合及び省略する場合を除きます。
- (ウ) ワンマン測量を実施する場合
- (エ) 橋脚等の鉄筋構造物において、国土交通省の「デジ

タルデータを活用した鉄筋出来形計測の実施要領
 (案)」で定める出来形管理を行う場合
 (ウ)基礎工事等において、施工精度をリアルタイムで監視できるシステム等を用いて精度管理を行う場合
 (カ)「愛媛県土木部における情報共有システム試行要領」に基づきASPを活用する場合
 (キ)その他、上記に類する場合(実施内容を具体的に記入してください。)

- ・各発注機関における「発注者指定型」又は「受注者希望型」の対象工事であるかどうかに関わらず、本項目の対象とし、実施する内容に応じて評価します。
- ・ICT活用は本項目において優先して評価し、同様の内容を施工計画型の施工計画として提案した場合、施工計画としては評価しません。
- ・実施することとしていた生産性向上の取組（ICTの活用）について、受注者の責により実施しなかった場合は、工事成績評定要領細則に基づき、当該工事の工事成績評定点を減点します。

(3)～(5) 省略

(6) 地域貢献度の評価（施工計画型、実績確認型、簡易実績型（ただし、年間維持・冬期路面工事の契約実績は土木一式B等級対象工事（設計金額3千万円以上5千万円未満に限る））

①災害対応等への協力体制及び実績（16点）

〔工種が土木一式、建築一式及び舗装の場合〕

評価内容	評価基準	配点
------	------	----

タルデータを活用した鉄筋出来形計測の実施要領
 (案)」で定める出来形管理を行う場合
 (ウ)基礎工事等において、施工精度をリアルタイムで監視できるシステム等を用いて精度管理を行う場合
 (カ)「愛媛県土木部における情報共有システム試行要領」に基づきASPを活用する場合
 (キ)その他、上記に類する場合

- ・県要領に基づき、「発注者指定型」又は「受注者希望型」の対象とする工事についても、本項目の対象とし、実施する内容に応じて評価します。
- ・ICT活用は本項目において優先して評価し、同様の内容を施工計画型の施工計画として提案した場合、施工計画としては評価しません。
- ・実施することとしていた生産性向上の取組（ICTの活用）について、受注者の責により実施しなかった場合は、工事成績評定要領細則に基づき、当該工事の工事成績評定点を減点します。

(3)～(5) 省略

(6) 地域貢献度の評価（施工計画型、実績確認型、簡易実績型（ただし、年間維持・冬期路面工事の契約実績は土木一式B等級対象工事（設計金額3千万円以上5千万円未満に限る））

①災害対応等の実績（15点）

〔工種が土木一式、建築一式及び舗装の場合〕

評価内容	評価基準	配点
------	------	----

<u>県と災害協定又は家畜伝染病支援協定の締結及び過去2か年度の協定に基づく協力要請への対応、過去1か年度の災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績又は災害ボランティア活動の実績</u>	<u>次の①～④までの全てに該当あり</u> <u>①災害協定又は家畜伝染病支援協定の締結</u> <u>②災害協定に基づく対応</u> <u>③家畜伝染病支援協定に基づく対応</u> <u>④災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績又は災害ボランティア活動の実績</u>	<u>16</u>
	<u>上記①～④までのいずれか3つに該当あり</u>	<u>12</u>
	<u>上記①～④までのいずれか2つに該当あり</u>	<u>8</u>
	<u>上記①～④までのいずれか1つに該当あり</u>	<u>4</u>
	上記以外	0

- ・この評価項目は、発注する工事の工種が土木一式、建築一式又は舗装工事の場合に設定します。
- ・この評価項目は、次に掲げる協力体制の構築、活動等の実績を評価するものです。

a. 公告日の属する年度における愛媛県との災害協定又は家畜伝染病支援協定の締結実績

b. 災害時における建設業者の防災活動等について定めた建設関係団体と愛媛県との間の協定に基づき実施した、公告日の前年度以前2か年度における応急対策業務の実績（準備体制の構築等を含む。）

c. 家畜伝染病発生時における建設業者の支援活動等について定めた建設関係団体と愛媛県との間との協定に

<u>過去2か年度の災害協定等に基づく応急対策業務、支援活動業務及び災害ボランティア活動の実績並びに過去2か年度の災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績</u>	<u>次の①～③までの全ての実績あり</u> <u>①応急対策業務又は支援活動業務</u> <u>②災害ボランティア活動の実績</u> <u>③2回以上の訓練パトロールへの参加実績</u>	<u>15</u>
	<u>次の①～③までのいずれか2つの実績あり</u> <u>①応急対策業務又は支援活動業務</u> <u>②災害ボランティア活動の実績</u> <u>③2回以上の訓練パトロールへの参加実績</u>	<u>10</u>
	<u>次の①～③までのいずれかの実績あり</u> <u>①応急対策業務又は支援活動業務</u> <u>②災害ボランティア活動の実績</u> <u>③2回以上の訓練パトロールへの参加実績</u>	<u>5</u>
	上記以外	0

- ・この評価項目は、発注する工事の工種が土木一式、建築一式又は舗装工事の場合に設定します。
- ・この評価項目は、次に掲げる _____ 活動等の実績を評価するものです。

a. 災害時における建設業者の防災活動等について定めた建設関係団体と愛媛県との間の協定に基づき実施した、公告日の前年度以前2か年度における応急対策業務の実績

b. 家畜伝染病発生時における建設業者の支援活動等について定めた建設関係団体と愛媛県との間との協定に

基づき実施した、公告日の前年度以前 2 か年度における支援活動業務の実績（準備体制の構築等を含む。） <u>d. 災害時における建設業者の防災活動等について定めた建設関係団体と愛媛県との間の協定に基づき実施した、公告日の前年度以前 1 か年度における訓練パトロール（当該発注工事の工種に係るものに限る。）への参加実績</u> <u>e. 災害時に愛媛県内の市町において災害対策本部が設置され、同本部の要請又は社会福祉協議会等の募集に応じて、災害ボランティア（無償、かつ工事を発注する地方局建設部・土木事務所管内のものに限る。（ただし、作業に要する消耗品等について、実費相当の助成又は現物支給を受けたものを除く。））として参加した、公告日の前年度以前 1 か年度における実績</u> ・協定の締結状況については、県HP「大規模災害時における民間との協定一覧」をご確認ください。 https://www.pref.ehime.jp/page/18034.html ・<u>応急対策業務及び支援活動業務における「準備体制の構築等」とは、協定に基づく協力要請を受けて待機や準備体制を取り、協定に基づく完了報告を行った場合をいいます。</u> ・<u>協定に基づく協力要請が建設関係団体の支部を限定して行われた場合、当該支部に限り評価の対象とします。</u> ・災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績は、訓練パトロール実施の際に県が確認している内容と相違がないか確認します。	基づき実施した、公告日の前年度以前 2 か年度における支援活動業務の実績 <u>c. 災害時に愛媛県内の市町において災害対策本部が設置され、同本部の要請又は社会福祉協議会等の募集に応じて、災害ボランティア（無償のものに限る。（ただし、作業に要する消耗品等について、実費相当の助成又は現物支給を受けたものを除く。））として参加した、公告日の前年度以前 2 か年度における実績</u> <u>d. 災害時における建設業者の防災活動等について定めた建設関係団体と愛媛県との間の協定に基づき実施した、公告日の前年度以前 2 か年度における訓練パトロール（当該発注工事の工種に係るものに限る。）への参加実績</u> ・協定の締結状況については、県HP「大規模災害時における民間との協定一覧」をご確認ください。 https://www.pref.ehime.jp/page/18034.html ・<u>災害ボランティア活動の実績について、追加資料として提出する実績調書の証明者は、市町又は市町の社会福祉協議会のほか、参加したボランティアを取りまとめていた建設関係団体でも構いません。また、提出する実績調書は写しで結構です。</u> ・災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績は、訓練パトロール実施の際に県が確認している内容と相違がないか確認します。
--	---

- ・災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績は、大規模災害時における応急業務施工者に該当しなくなった場合は評価しませんので十分にご確認ください。
- ・災害ボランティア活動の実績について、追加資料として提出する実績調書の証明者は、市町又は市町の社会福祉協議会のほか、参加したボランティアを取りまとめている建設関係団体でも構いません。また、提出する実績調書は写しで結構です。

〔工種が管の場合〕

評価内容	評価基準	配点
県と災害協定の締結及び過去2か年度の協定に基づく協力要請への対応、過去1か年度の災害ボランティア活動の実績	次の①～③までの全てに該当あり ①災害協定の締結 ②災害協定に基づく対応 ③災害ボランティア活動の実績	12
	上記①～③までのいずれか2つに該当あり	8
	上記①～③までのいずれか1つに該当あり	4
	上記以外	0

- ・災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績は、公告日の前年度以前2か年度のいずれの年度にも1回以上の参加実績がある場合にのみ評価することとしております。したがって、過去2か年度のいずれか一方の年度のみしか参加実績がない場合は、その年度に複数の実績があった場合でも評価しません。また、いずれの年度にも参加実績があるにもかかわらず、いずれか一方の年度のみ参加実績しか記載がない場合も評価しません。
- ・災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績は、大規模災害時における応急業務施工者に該当しなくなった場合は評価しませんので十分にご確認ください。

〔工種が管の場合〕

評価内容	評価基準	配点
過去2か年度の災害協定等に基づく応急対策業務、支援活動業務及び災害ボランティア活動の実績	次の①、②いずれも実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績	10
	次の①、②いずれかの実績あり ①応急対策業務又は支援活動業務 ②災害ボランティア活動の実績	5
	上記以外	0

- ・この評価項目は、発注する工事の工種が管工事の場合に設定します。
- ・この評価項目は、次に掲げる協力体制の構築、活動等の実績を評価するものです。

a. 公告日の属する年度における愛媛県との災害協定の締結実績

b. 災害時における建設業者の防災活動等について定めた建設関係団体と愛媛県との間の協定に基づき実施した、公告日の前年度以前2か年度における応急対策業務の実績（準備体制の構築等を含む。）

c. 災害時に愛媛県内の市町において災害対策本部が設置され、同本部の要請又は社会福祉協議会等の募集に応じて、災害ボランティア（無償、かつ工事を発注する地方局建設部・土木事務所管内のものに限る。（ただし、作業に要する消耗品等について、実費相当の助成又は現物支給を受けたもの除く。））として参加した、公告日の前年度以前1か年度における実績

- ・協定の締結状況については、県HP「大規模災害時における民間との協定一覧」をご確認ください。

<https://www.pref.ehime.jp/page/18034.html>

- ・応急対策業務及び支援活動業務における「準備体制の構築等」とは、協定に基づく協力要請を受けて待機や準備

- ・この評価項目は、発注する工事の工種が管工事の場合に設定します。
- ・この評価項目は、次に掲げる_____活動等の実績を評価するものです。

a. 災害時における建設業者の防災活動等について定めた建設関係団体と愛媛県との間の協定に基づき実施した、公告日の前年度以前2か年度における応急対策業務の実績

b. 家畜伝染病発生時における建設業者の支援活動等について定めた建設関係団体と愛媛県との間との協定に基づき実施した、公告日の前年度以前2か年度における支援活動業務の実績

c. 災害時に愛媛県内の市町において災害対策本部が設置され、同本部の要請又は社会福祉協議会等の募集に応じて、災害ボランティア（無償_____のものに限る。（ただし、作業に要する消耗品等について、実費相当の助成又は現物支給を受けたもの除く。））として参加した、公告日の前年度以前1か年度における実績

- ・協定の締結状況については、県HP「大規模災害時における民間との協定一覧」をご確認ください。

<https://www.pref.ehime.jp/page/18034.html>

<u>体制を取り、協定に基づく完了報告を行った場合をいいます。</u> ・ <u>協定に基づく協力要請が建設関係団体の支部を限定して行われた場合、当該支部に限り評価の対象とします。</u> ・ 災害ボランティア活動の実績について、追加資料として提出する実績調書の証明者は、市町又は市町の社会福祉協議会のほか、参加したボランティアを取りまとめた建設関係団体でも構いません。また、提出する実績調書は写しで結構です。	・ 災害ボランティア活動の実績について、追加資料として提出する実績調書の証明者は、市町又は市町の社会福祉協議会のほか、参加したボランティアを取りまとめた建設関係団体でも構いません。また、提出する実績調書は写しで結構です。
--	---